〇国土交通省告示第百四号

定 び 規 \mathcal{O} 同 に 項 則 5 海 基 \mathcal{O} \mathcal{O} 上 昭 表 づ 同 兀 運 き、 第 第 和 送 項 \mathcal{O} \equiv 法 号 号、 十 二 等 特 表 下 定 第 \mathcal{O} 第 三 教 欄 年 ___ 号 七 部 育 4 運 訓 下 十 及 輸 を 改 練 欄 八 U 省 \mathcal{O} 条 5 令 正 4 第 内 す 及 \mathcal{O} る び 容 同 + 及 5 \mathcal{O} 法 項 \equiv 75 \mathcal{O} 律 号) 方 第二 表 \mathcal{O} 令 第 法 五 第 三 第 項 和 \mathcal{O} 基 号 並 七 五 --- 潍 てバ 項 下 + 年 等 \mathcal{O} 欄 法 に 八 を 第 表 条 律 4 定 三 第 第 及 \mathcal{O} \Diamond 項 び + る 号 5 並 \mathcal{O} 告 下 兀 75 第二 号) に 示 欄 \mathcal{O} \equiv 第 を 4 項 第 次 七 及 \mathcal{O} + び 並 施 \mathcal{O} ょ 5 八 項 U 行 う 条 12 に \mathcal{O} に 第 表 同 伴 \mathcal{O} 定 三 第 項 11 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 項 表 号 並 令 \mathcal{O} 第 第 下 75 六 和 七 欄 に 号 第 六 +船 4 下 年 三 八 及 員 号 兀 欄 条 U 法 \mathcal{O} 施 月 4 \mathcal{O} 5 及 規 行

令和六年二月十六日

日

カ

5

適

用

す

る

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

特 定 教 育 訓 練 \mathcal{O} 内 容 及 び 方 法 \mathcal{O} 基 準 等 を 定 \Diamond る 告 示

1 で \mathcal{O} 5 定 表 船 第 8 同 員 る ___ 項 法 期 号 \mathcal{O} 施 下 間 表 行 は 欄 第 規 則 4 号 及 年 以 下 てバ لح 欄 5 下 す 4 る 及 同 規 則 項 U 5 \mathcal{O} と 表 第 同 11 う。 項 号 \mathcal{O} 表 下 第 欄 第 4 三 七 号 + 及 下 V 八 5 欄 条 並 \mathcal{O} 4 及 てバ 12 U \mathcal{O} 同 5 \mathcal{O} 項 三 第 \mathcal{O} 表 第 七 第 +__ 八 項 三 号 条 \mathcal{O} 下 \mathcal{O} 表 第 欄 \mathcal{O} __ 4 号 及 下 U \mathcal{O} 5 五 欄 \mathcal{O} 第 4 告 及 項 75 示

潍 は 規 則 次 第 \mathcal{O} 七 表 + \mathcal{O} 八 第 条 \mathcal{O} 欄 に \mathcal{O} 掲 げ \mathcal{O} る 三 航 第 行 す 項 る 及 び 区 第 域 七 + 同 八 表 条 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 欄 \mathcal{O} に 掲 \mathcal{O} げ 五 第 る 水 温 項 \mathcal{O} 及 告 び 同 示 表 で 定 \mathcal{O} 第 8 三 る 欄 内 に 容 掲 \mathcal{O} げ 基

2

る航行時間の区分に応じ、 同表の第四欄に掲げるものとする。

遠」という。) 「特定 育訓練
教 定

- 三 を除 く。)				に限る。)	二沿海区域						
) 域以遠(海岸から五海里以遠の海)	域以遠(海岸から五海里以遠の海						
最も低いものが温のうち	五度未満	が十度以上十	最も低いもの	の水温のうち	域一航行する海域		度未満	低いものが十	いものが 最	い の う ら 最 が 最	い の じ 水 の う ら 。 が 最 の 以
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			もの	時間を超える	航行時間が二						
別表第二						•					

五三の項の区域		四二の項の区域	
最も低いものの水温のうち	が十五度未満の水温のうちの水温のうち	が十五度以上の水温のうちの水温のうち	五度未満の一月以上
の もの ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	満のの時間以内のも	上のもの もの おの	-

別表第四			平水区域のみ	九
			る。) 瀬戸内(平水区域の境界からその外側に限	八
	の 時間 以内のも		三の項の区域	七
	の 時 航 間 以内のも	航行する海域が十五度以上	二の項の区域	六
		が十五度以上		

3 \mathcal{O} 1 7 て は 前 \mathcal{O} を 船 項 \equiv 実 員 特 \mathcal{O} 第二 施 規 法 定 す 第 定 小 項 る 百 型 に 場 及 + か 船 合 び 八 舶 か 第 条 わ に 七 お \mathcal{O} 以 5 ず、 + 1 几 下 て 第 八 同 条 ľ 旅 項 客 次 \mathcal{O} 事 12 又 業 掲 \mathcal{O} は \mathcal{O} 第 げ 乗 用 る 小 \mathcal{O} 百 組 型 五. 十 1 員 ず 第 八 船 当 舶 条 れ 項 該 か \mathcal{O} 特 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 船 告 定 場 第 舶 合 に 小 示 型 で 項 乗 に 定 該 船 \mathcal{O} り 当 \Diamond 特 組 舶 す る 定 12 ま る 教 係 訓 せ と 育 る ょ 練 き う 訓 訓 \mathcal{O} 内 は 練 لح 練 す を 容 以 る \mathcal{O} 規 実 基 者 則 下 施 準 第 を す 訓 含 る は 七 十 場 練 む 合 次 八 に \mathcal{O} 条 لح 各 12 あ \mathcal{O} 1 う 묶 0 0

案 る そ 前 き て 項 \mathcal{O} 地 乗 \mathcal{O} 表 方 地 り 方 第 運 組 運 兀 輸 む 輸 欄 局 船 局 \mathcal{O} 長 舶 長 基 \mathcal{O} 航 が 準 運 を 輸 指 路 そ 監 示 \mathcal{O} す 理 \mathcal{O} 航 る ま 部 海 距 £ ま 長 を \mathcal{O} 適 離 含 用 す 航 む る 行 こと 以 す る 下 海 が 同 ľ 域 困 難 に お 又 が け は 不 る 適 適 当 海 当 لح 難 で 認 \mathcal{O} あ \Diamond 発 る 生 る کے لح 状 況 き 地 そ 方 運 別 \mathcal{O} 輸 表 他 第 局 \mathcal{O} 事 長 情 が 認 を 勘 め

に

掲

げ

る

区

分

に

応

ľ

当

該

各

号

 \mathcal{O}

定

 \Diamond

る

とこ

ろ

に

ょ

る

4 法 \mathcal{O} 規 基 則 準 第 は 七 + 次 八 12 条 掲 \mathcal{O} げ る \mathcal{O} £ \mathcal{O} \mathcal{O} لح \equiv す 第 る 項 及 び 第 七 + 八 条 \mathcal{O} の 二 \mathcal{O} 五. 第 項 \mathcal{O} 告 示 で 定 \Diamond る 訓 練 \mathcal{O} 方

訓 練 項 目 لح \mathcal{O} 実 施 状 況 又 は 効 果 測 定 \mathcal{O} 結 果 に 応 ľ て 再 訓 練 を 実 施 す る ŧ \mathcal{O} で あ る

表 第 規 則 12 第 掲 七 げ + る 八 基 条 準 \mathcal{O} 12 適 \mathcal{O} 合 す \mathcal{O} る 三 訓 第 練 \equiv 又 項 は 及 别 び 表 第 第 七 十 に 八 掲 条 げ \mathcal{O} る 基 \mathcal{O} 準 12 \mathcal{O} 適 五. 合 第 す \equiv る 項 訓 \mathcal{O} 告 練 を 示 受 で け 定 る者 8 る 者 は 別

5

効

果

測

定

に

ょ

1)

訓

練

 \mathcal{O}

終

了

 \mathcal{O}

審

査

を

行

う

£

 \mathcal{O}

で

あ

るこ

6 規 則 第 七 + 八 条 \mathcal{O} 0) 0) 三 第 \equiv 項 及 び 第 七 + 八 条 \mathcal{O} の 二 \mathcal{O} 五. 第 三

次 に 掲 げ る 者 \mathcal{O} 区 分 に 応 じ、 当 該 各 号 12 定 \Diamond る 基 準 12 適 合 L 7 1 ること を 項 確 認 す る t \mathcal{O} で あ る

 \mathcal{O}

告

示

で

定

8

る

基

準

は

とす る。

別 表 第 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る 訓 練 を 受 け る者 そ \mathcal{O} 乗 り 組 む 船 舶 \mathcal{O} 航 行 す る 海 域 に お 1 て

複 数 年 に わ た ŋ 当 該 船 舶 が 営 業 運 航 を 予 定 L て 1 る 時 季 لح 同 \mathcal{O} 時 季 を 通 ľ 7 相 当 \mathcal{O} 口 数

当 該 船 舶 12 乗 n 組 λ だ 経 験 又 は ک れ لح 同 等 لح 地 方 運 輸 局 長 が 認 8 る 乗 り 組 λ だ 経 験 を 有 L

か

0

当 該 海 域 \mathcal{O} 特 性 に 関 L 7 + 分 な 知 識 を 有 L 7 1 る

別 表 第二 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る 訓 練 を 受 け る 者 そ \mathcal{O} 乗 ŋ 組 む 船 舶 \mathcal{O} 航 行 す る 海 域 に お 1 7

当 該 船 舶 が 営 業 運 航 を 予 定 L 7 1 る 時 季 と 同 ___ \mathcal{O} 時 季 を 通 U 7 相 当 \mathcal{O} 口 数 当 該 船 舶 に 乗 り 組

ん だ 経 験 又 は れ と 同 等 لح 地 方 運 輸 局 長 が 認 め る 乗 n 組 W だ 経 験 を 有 L か 0 当 該 海 域 \mathcal{O} 特 性

に 関 L て + 分 な 知 識 を 有 L 7 1 る

7 前 項 \mathcal{O} 規 定 に カン か わ 5 ず、 第 五 項 に 掲 げ る 者 に 0 1 7 訓 練 を 実 施 す る 場 合 に お 7 て 前 項 \mathcal{O} 規 定

を そ \mathcal{O} ま ま 適 用 す る こと が 困 難 又 は 不 適 当 で あ る لح 地 方 運 輸 局 長 が 認 8 る لح き は 規 則 第 七 + 八 条

 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 三 第 三 項 及 び 第 七 + 八 条 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 第 三 項 \mathcal{O} 告 示 で 定 \Diamond る 基 準 は 地 方 運 輸 局 長 が 指

示 す る \mathcal{O} とす

8

規 則 第 七 + · 八 条 \mathcal{O} <u>_</u> 0 <u>ー</u>の 兀 第 三号 及び第七 + · 八 条 の 二 の 二 の 六 第 三号 \mathcal{O} 告 示 で 定 め る 内 容 は

次に掲げるものとする。

訓練 を受けた者の職務に関する事

訓 練 を行った者 の氏名その 他実施状況に関する事項 項

別表第一

(第二項

 \mathcal{O}

表第一号、

第二号関係)

					訓練項目			
					練			
					方			
					法			
	以下同じ。)	相当する者。	ては、船長に	る場合にあっ	訓練を実施す	型船舶に係る	船長(特定小	時間
は部員に相当	板部の職員又	あっては、甲	施する場合に	係る訓練を実	定小型船舶に	又は部員(特	甲板部の職員	数 又 は
板部の職員及	は、船長、甲	場合にあって	練を実施する	船舶に係る訓	員(特定小型	の職員及び部	船長、甲板部	数数

	、この限りで			る場合にあっては、水象
°)	合については			船舶に係る訓練を実施す
第六号を除く	業務を行う場			気象及び海象(特定小型
、第五号及び	だし、同号の			一 航行する海域における
第三項第一号	号を除く。た			性に関する事項
第一項並びに	(第三項第六			1 船舶の航行する海域の特
五時間以上(二十時間以上	四十時間以上	講義	(学科)
う者				
する業務を行				
全の確保に関				
って輸送の安				
の乗組員であ				
同じ。)以外				
する者。以下	同じ。)			
び部員に相当	する者。以下			

ない。

務に関する事項	舶の安全な航行に必要な業	6 見張り、操船その他の船	·	項	5 発航前の検査に関する事	運航可否判断	の定めの遵守に関する事項	4 輸送の安全の確保のため	(実技)	びに救命設備の使用方法	七 旅客の招集及び誘導並	一 六 避難先での離着桟	五 避難先での出入港作業	判断	四 航行経路からの離脱の
									実船実水訓練						
				以上	ついては一回	第五号までに	項第三号から	ただし、第七	六十回以上。						
については、	務を行う場合	項第四号の業	二号及び第七	し、第六項第	を除く。ただ	第七項第四号	項第二号及び	第四項、第六	十五回以上(
				を除く。)	ら第四号まで	七項第一号か	項まで及び第	四項から第六	一回以上(第						

	-
	びに救命設備の使用方法
	五 旅客の招集及び誘導並
	四 避難先での離着桟
	三 避難先での出入港作業
	判断
	二 航行経路からの離脱の
	一避難及び避難先の判断
	全の確保に関する事項
	の非常時における旅客の安
一回以上	命胴衣の着用の支援その他
号については	7 旅客の招集及び誘導、救
三号及び第五	及び業務連絡
項	三見張り、航海計器操作
い。)。ただ	二 離着桟及び操船
この限りでな	一 出入港作業

1 船舶の航行する海域における性に関する事項 (学科)	訓 練 項 目
義	訓 練 方 法
四十時間以上	船長時間
だし、同号の二十時間以上	又は部の職員
新三項第一号 第三項第一号 の場がに	回 解 は の 職員 の 職員 の の で あって を で あって を で あって が の 乗 の の 乗 の の の の の の の の の の の の の

三 避難及び避難先の判断二 落水及び傷病対応	に手順	礁及び浸水時の対応並び	一故障、火災、衝突、座	全の確保に関する事項	の非常時における旅客の安	命胴衣の着用の支援その他	3 旅客の招集及び誘導、救	運航基準	の定めの遵守に関する事項	2 輸送の安全の確保のため	適用法令	二 航行する海域における	箇所	気象及び海象並びに危険
											ない。)	、この限りで	合については	業務を行う場
												で	。 。 。	場 第六号を除く

務に関する事項	舶の安全な航行に必要な業	6 見張り、操船その他の船	発航前検査	項	5 発航前の検査に関する事	運航可否判断	の定めの遵守に関する事項	4 輸送の安全の確保のため	(実技)	びに救命設備の使用方法	七 旅客の招集及び誘導並	六 避難先での離着桟	五 避難先での出入港作業	判断	四 航行経路からの離脱の
									実船実水訓練						
				以上	ついては一回	第五号までに	項第三号から	ただし、第七	三十回以上。						
については、	務を行う場合	項第四号の業	二号及び第七	し、第六項第	を除く。ただ	第七項第四号	項第二号及び	第四項、第六	十五回以上(
				を除く。)	ら第四号まで	七項第一号か	項まで及び第	四項から第六	一回以上(第						

		びに救命設備の使用方法
		五旅客の招集及び誘導並
		四避難先での離着桟
		三 避難先での出入港作業
		判断
		二 航行経路からの離脱の
		一 避難及び避難先の判断
		全の確保に関する事項
		の非常時における旅客の安
回以上		命胴衣の着用の支援その他
については	号	7 旅客の招集及び誘導、救
号及び第五	Ξ	及び業務連絡
、第七項第	l	三 見張り、航海計器操作
。)。ただ	V	二離着桟及び操船
の限りでな		一 出入港作業

1 船舶の航行する海域における性に関する事項 (学科)	訓 練 項 目	
義	訓 練 方 法	
四十時間以上	船長	時間
だし、同号の二十時間以上二十時間以上	又は部員の職員	数 又 は
第三項第一号の場合では、第一項並びには、第一項がでには、	務を行う者 との安全の乗組 の職員及び部 があって輸 を行う者 業	数数

三 避難及び避難先の判断	二落水及び傷病対応	に手順	礁及び浸水時の対応並び	一故障、火災、衝突、座	全の確保に関する事項	の非常時における旅客の安	命胴衣の着用の支援その他	3 旅客の招集及び誘導、救	運航基準	の定めの遵守に関する事項	2 輸送の安全の確保のため	適用法令 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	二 航行する海域における	置所	気象及び海象並びに危険
												ない。)	、この限りで	合についてはし。)	業務を行う場 第六号を除く

務に関する事項	舶の安全な航行に必要な業	6 見張り、操船その他の船	発航前検査	項	5 発航前の検査に関する事	運航可否判断	の定めの遵守に関する事項	4 輸送の安全の確保のため	(実技)	びに救命設備の使用方法	七 旅客の招集及び誘導並	六 避難先での離着桟	五 避難先での出入港作業	判断	四 航行経路からの離脱の
									実船実水訓練						
				以上	ついては一回	第五号までに	項第三号から	ただし、第七	三十回以上。						
については、	務を行う場合	項第四号の業	二号及び第七	し、第六項第	を除く。ただ	第七項第四号	項第二号及び	第四項、第六	十五回以上(
				を除く。)	ら第四号まで	七項第一号か	項まで及び第	四項から第六	一回以上(第						

-	-
	びに救命設備の使用方法
	五 旅客の招集及び誘導並
	四 避難先での離着桟
	三 避難先での出入港作業
	判断
	二 航行経路からの離脱の
	一避難及び避難先の判断
	全の確保に関する事項
	の非常時における旅客の安
一回以上	命胴衣の着用の支援その他
号については	7 旅客の招集及び誘導、救
三号及び第五	及び業務連絡
項	三 見張り、航海計器操作
い。)。ただ	二 離着桟及び操船
一この限りでな	一 出入港作業 ————————————————————————————————————

1 船舶の航行する海域における性に関する事項 (学科)	訓 練 項 目
義	訓 練 方 法
二十時間以上	船 長
し、同号の業を除く。ただの時間以上(甲板部の職員甲板部の職員
第三項第一号の場合では、第二項が近に、第一項がびに、	務保 員 の 船長、 員 の 職 員 以 外 の 職 員 及 び あって 東 で あって 和 部 部 部 部 部 部 部 またい おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か

三 避難及び避難先の判断二 落水及び傷病対応	に手順	礁及び浸水時の対応並び	一故障、火災、衝突、座	全の確保に関する事項	の非常時における旅客の安	命胴衣の着用の支援その他	3 旅客の招集及び誘導、救	運航基準	の定めの遵守に関する事項	2 輸送の安全の確保のため	適用法令	二 航行する海域における	箇所	気象及び海象並びに危険
											∨ °∴	 この限	につい	務を行
												めのでな	ては、。)	1う場合 第六号を除

·															
務に関する事項	舶の安全な航行に必要な業	6 見張り、操船その他の船	·	項	5 発航前の検査に関する事	運航可否判断	の定めの遵守に関する事項	4 輸送の安全の確保のため	(実技)	びに救命設備の使用方法	七 旅客の招集及び誘導並	一 六 避難先での離着桟	五 避難先での出入港作業	判断	四 航行経路からの離脱の
									実船実水訓練						
				以上	ついては一回	第五号までに	項第三号から	ただし、第七	十五回以上。						
ついては、こ	を行う場合に	第四号の業務	号及び第七項	、第六項第二	除く。ただし	七項第四号を	第二号及び第	四項、第六項	五回以上(第						
				を除く。)	ら第四号まで	七項第一号か	項まで及び第	四項から第六	一回以上(第						

びに救命設備の使用方法	五旅客の招集及び誘導並	四 避難先での離着桟	三 避難先での出入港作業	判断 ————————————————————————————————————	二 航行経路からの離脱の	一避難及び避難先の判断	全の確保に関する事項	の非常時における旅客の安	命胴衣の着用の支援その他	7 旅客の招集及び誘導、救	及び業務連絡	三見張り、航海計器操作	二 離着桟及び操船	
									回以上	については一	号及び第五号	、第七項第三	。)。ただし	の限りてない

附則

六年 \Diamond る期 海 国 上 間 運 土交通省令第三号) は、 送 法 三年とする。 等 \mathcal{O} 部を改 附則第五条第二 正する法 律 \mathcal{O} 施 項 行 \bigcirc に 表第 伴う 国土交通省関係 号中欄、 第二号中欄及び第三号中 省令 \mathcal{O} 整備等に関 す · 欄 る省令 の告示で定 (令 和